平成２３年（フ）第３９０号
大分市坂ノ市南１丁目11番15号
債務者　丸田　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９７号
大分市萩原２丁目５番30号　溝口ビル305号室、住民票上の住所大分県由布市挾間町鬼崎2758番地５
債務者　鷲尾　忠治
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４０３号
大分市萩原１丁目17番21号　第１池田コーポ201
債務者　日名子国博
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１１号
大分市中津留２丁目11番２号　第３丸野アパート22
債務者　高原　英智
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２９号
大分市寿町11番４号　工藤ビル302
債務者　市橋日出男
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目65番17―104号　サーパス紫原
債務者　木原佐恵子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
鹿児島県鹿児島市川上町1667番地２
債務者　内田　里子
法定代理人成年後見人　盛迫　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田727番地206
債務者　山川　祐一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
鹿児島県鹿児島市本名町878番地７
債務者　吉留ミチ子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦1488番地　県営緑ヶ丘団地18
債務者　福永　美幸
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町20番14号
債務者　廣山美千代
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市甲突町22番19―506号
債務者　飛松　裕策
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５００号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目２番５号
債務者　小田代たつえ
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７３号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊85番地イ号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬大字西仲勝315番地７　前勝
債務者　山下　雅美（旧姓田畑・森田）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４３３号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目365番地　２階
債務者　内間　初枝
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４０号
沖縄県浦添市仲西２丁目６番７号
債務者　名嘉　米子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５０号
福井県小浜市東市場第19号４番地
債務者　永田　洋史
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部